

運輸安全委員会 入札監視委員会 令和3年度 定例会議 審議概要

開催日及び場所	書面開催	
委員	委員長	渡辺 務 (弁護士)
	委員	牛嶋 仁 (中央大学法学部教授)
	委員	重田 麻紀子 (青山学院大学大学院 会計プロフェッション研究科教授)
審議対象期間	平成30年4月1日～令和3年2月28日	
審議案件	4件	
一般競争入札	4件	1. GISデータ処理ソフトウェア1式他3点の購入
		2. 解析用ワークステーション2式他40点の購入
		3. 令和2年度海外の鉄道事故調査官向け研修教材 開発及び研修実施に係る支援業務請負
		4. 小型乗用自動車の交換
委員からの意見・質問、それらに対する回答等	別紙のとおり	
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし	

質問	回答
<p>《GISデータ処理ソフトウェア1式他3点の購入》</p>	
<p>令和3年度のこの時点で、当該物品を購入する特段の必要性はあったのでしょうか。</p>	<p>コロナ禍により、非接触・リモート型の事故調査を実施するため、当該物品を購入する必要がありました。</p>
<p>上記必要性があった場合、その具体的な必要性は何であったのでしょうか。</p>	<p>従来の事故調査は、多人数・長時間の現場作業が必要となっていました。コロナ禍により、ドローンや3Dスキャナを使用した非接触・リモート型の事故調査を実施することが急務であると考えました。これらのソフトウェアはドローンや3Dスキャナで取得した事故現場の周辺環境、破片の散乱状況、事故品の損傷状況を処理するために必要となります。</p>
<p>この段階で購入する特段の必要性が高くはなかったとしても、この段階で購入しておくメリットは何でしょうか。</p>	<p>非接触・リモート環境を整備することにより、これまで多くの調査官が長時間かけて取得していた情報を短時間かつ少人数で情報を取得し、コロナ禍においても効率的な調査を行うことができます。</p>
<p>購入物品が「他3点」となっていますが、「データ処理ソフトウェア」と「他3点」とはどのような使用・利用上の関係にあるのでしょうか。(一体として購入する必要性)</p>	<p>4つのソフトウェアは独立したソフトウェアですが、同じデータを目的別に使い分けるものです。1つのソフトウェアで処理を行った後に、他のソフトウェアでの追加処理を行うなど、相互に補完されるソフトウェアとなります。</p>
<p>本件に限らず、入札者数が1件のものが多いようです。専門性が高いことや契約金額が比較的少額にとどまっていることが理由かもしれません。本件については、ドローン解析用ソフトなどが特別のものであることや各種プラットフォームとの整合性などが、入札者数が少ない理由として推測されますでしょうか。入札者数が少ない理由は、他にありませんでしょうか。</p>	<p>専門性が高いソフトウェアであることから入札可能な会社が少ない状況で、新型コロナウイルスによるIT関連の需要増が影響したため、結果的に1社のみ入札となったものと推測しております。</p>
<p>4つのソフトは、相互に関連するものでしょうか。</p>	<p>4つのソフトウェアは独立したソフトウェアですが、同じデータを目的別に使い分けるものです。1つのソフトウェアで処理を行った後に、他のソフトウェアでの追加処理を行うなど、相互に補完されるソフトウェアとなります。</p>
<p>購入ソフトライセンスの有効年限が5年と3年に分かれている理由をお知らせください。</p>	<p>各ソフトウェアで設定される最長のライセンス期間としたため、有効年限が分かれることとなりました。</p>
<p>落札者が1者のみという結果は、競争性の確保の点からは残念ではありますが、当該ソフトウェア製品に精通した業者が極めて少ないなど、製品の性質によるものなのでしょうか。それとも、コロナ禍の影響もあるのでしょうか。</p>	<p>専門性が高いソフトウェアであることから入札可能な会社が少ない状況で、新型コロナウイルスによるIT関連の需要増が影響したため、結果的に1社のみ入札となったものと推測しております。</p>

質問	回答
<p>落札率が100%となった結果は、落札者の出した参考見積りが概算額となり、落札者が当該参考見積りと落札額を同額に設定したことによりますが、他の審議案件を見ると、入札額は自らの参考見積額を多少なりとも下回る額で設定することが多いようです。本件は金額も大きいと、価格競争が働き、落札率がより低い方が望ましかったところではあります。本件のように、落札者が自らの参考見積額と同額で入札することは、珍しくない現象でしょうか。</p>	<p>本件は、参考見積もりを徴取した複数事業者のうち最低価格を予定価格としています。同様に入札の結果、参考見積額と同額で入札する案件は他にもあり特別に珍しい現象ではありません。</p>
<p>《解析用ワークステーション2式他40点の購入》</p>	
<p>審議案件1の物品と審議案件2の物品とは、航空事故調査において、どのような役割を果たすのでしょうか。(審議案件1の物品との事故調査における関連性と同時に購入する必要性)</p>	<p>審議案件1で購入したソフトウェアを使い膨大な量のデータを処理するため、高性能ワークステーションが必要となります。審議案件2ではGISデータ処理用のワークステーションの他、事故調査の中でも特殊である解析業務をテレワークで実施するために必要なPC等を調達しています。</p>
<p>《令和2年度海外の鉄道事故調査官向け研修教材開発及び研修実施に係る支援業務請負》</p>	
<p>1者辞退した経緯についてお知らせください。</p>	<p>工期について再考したところ、成果品の品質確保が難しいと判断したと聞いています。</p>
<p>積算段階での見積額も、入札額も差が大きいですが、特段の理由があるのでしょうか。</p>	<p>積算のため徴取した見積額及び入札額ともに業者が提出したものであり、業者間で金額差が生じている理由については把握しておりません。</p>
<p>「海外の」ということであるが、台湾が前提となっているのに理由はあるのでしょうか。</p>	<p>台湾では2019年に鉄道分野の事故調査組織が新たに設立されましたが、調査経験が豊富な鉄道事故調査官がいなかったため台湾から日本へ研修実施の要請がありました。こうした経緯を踏まえ、運輸安全委員会では2020年度及び2021年度の2カ年計画で台湾の鉄道事故調査官の人材育成を支援することとし、本業務を行っております。</p>
<p>「海外の」「鉄道事故調査官」の現状、実情は、どのようなものなのでしょうか。</p>	<p>国際民間航空機関(ICAO)や国際海事機関(IMO)などの国際的な枠組みにおいて事故調査に係る組織や手法等について一定のルールが整備されている航空・海事分野と異なり、鉄道分野においてはそのような国際的な環境整備が行われていません。そのような事情も背景として、鉄道事故に係る独立した、常設の調査機関が設置されていなかったり、設置されていてもその歴史が浅く、人材育成や調査手法の確立が十分ではないと思われる国も数多く存在しています。</p>
<p>《その他》</p>	

質問	回答
<p>その他 初歩的な事項ですが、随意契約利用の基準について確認します。金額のみでは、一般競争入札より高額のものがあります。</p>	<p>国の契約については、原則一般競争入札によることとされています。(会計法29条の3第1項) 例外として、下記に該当する場合は随意契約を行うことが出来ます。 ・契約の性質又は目的が競争を許さない場合 ・緊急の必要により競争に付すことができない場合 ・競争に付すことが不利な場合(会計法29条の3第4項)(予算決算及び会計令第102条の4第3項、第4項) ・契約に係る予定価格が少額である場合(会計法第29条の3第5項) よって、一般競争入札案件よりも金額の高い随意契約案件がございます。</p>
<p>令和2年度清掃業務委託は、何年間の契約でしょうか。</p>	<p>令和2年度清掃業務委託は1年間の契約になります。 清掃契約については、「コモレ四谷施設使用料細則第9条第2項」の規定により統括管理会社に委託することになっています。これは会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号(契約の性質または目的が競争を許さない場合)に該当するので随意契約を行っております。</p>
<p>その他、随意契約に関する質疑があります。 随意契約によることができる場合につき、第1回回答により、会計法の関連規定をお示しいただきました。 資料10頁記載の上位3件につき、そのいずれによるか、お示しください。</p>	<p>資料(入札・契約手続きの運用状況)10頁の各契約の随意契約適用条項については、いずれも競争の性質又は目的が競争を許さない場合(会計法第29条の3第4項、予算決算会計令第102条の4第3号)を適用しております。 ・庁舎移転に係るTV会議システムの移設作業請負 ・庁舎移転に係るTV会議システムの移設作業請負 ・航空事故に関する車両信号機の断線の原因究明に関する調査</p>
<p>その他、随意契約に関する質疑があります。 第1回回答により、令和2年度清掃業務委託が1年契約であること及び随意契約とした理由について、お知らせいただきました。 ①令和元年度等掲載期間内の清掃業務委託及び ②統括会社の管理費が当該表(7頁～10頁)に掲載されていないように見えますが、いかがでしょうか。</p>	<p>①については、当委員会は現在入居する四谷タワーへ令和2年の3月末に移転しましたので、当該清掃業務委託については令和2年度が初年度の契約となります。 ②の統括会社の管理費については、清掃業務委託と同様に令和2年度が初年度の契約になりますが、同タワーへ入居する他部局の管理費とあわせて国土交通本省で契約しているため、当委員会の契約一覧へは掲載しておりません。</p>
<p>その他、貴庁の情報システムに関する一般競争入札について要望があります。 対象各年度(平成30年度、令和元年度、令和2年度)の情報システムに関する一般競争入札における1者応札の割合(件数ベース、契約金額ベース)と1者応札と2者以上応札の各場合の落札率をお知らせください。 その理由は、以下の会計検査院報告との比較を行い、今後の改善を検討する必要があるか、貴庁の意見を伺うことにあります。したがって、第2回回答において、貴庁の意見をお知らせいただくことができる場合には、これについてもお願いいたします。 令和3年5月26日、「政府情報システムに関する会計検査の結果について」(会計検査院法第30条の3の規定に基づく報告書)が、会計検査院長から参議院議長宛提出されました。そのうちには、各府省庁の競争契約における1者応札の割合が高くなっている状況とそれについての会計検査院の所見が記載されています。 https://www.jbaudit.go.jp/pr/kensa/result/3/r030526_2.html</p>	<p>当委員会において対象各年度の情報システムに関する一般競争入札における状況は、すべて1者応札で以下の結果になっております ・平成30年度は1件、契約額1,368,000円、落札率94.4% ・令和元年度は1件、契約額2,376,000円、落札率77.2% ・令和2年度は2件、契約額3,131,150円、落札率88.3% 情報システム関係に限らず、1者応札の改善策として、これまでも入札参加資格の等級拡大や、公告期間の十分な確保、及び参加要件の緩和に努めているところですが、引き続き競争を阻害しないような仕様とするなどの工夫により競争性、経済性の向上を図るよう努めて参ります。</p>